

○原子力規制委員会告示第十三号

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）第三十七条第二号の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十七条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件を次のように定め、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から適用する。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十七条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十三第二項に定める溶接事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織